

新宿区マンション管理適正化推進計画（案）について

新宿区マンション管理適正化推進計画（以下「推進計画」という）について、令和5年10月に実施したパブリック・コメントの結果等を踏まえ案を作成したため、付議する。

1 新宿区マンション管理適正化推進計画の概要

（1）計画の目的

マンションの適正な管理のあり方を明確にすることで、マンションの管理組合や区分所有者等に管理に関する理解を深めてもらうとともに、マンションの管理の適正化に向けた区の取組をより積極的かつ計画的に実施し、「誰もが安心して住み続けられるまち」を実現するため本計画を策定する。

（2）位置付け

本計画はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2及び国が示すマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針に基づき定めるものであり、区が定める「新宿区総合計画」及び「新宿区住宅マスタープラン」の下位計画として本計画を位置づける。

（3）計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年度間を計画期間とする。

（4）計画の構成

第1章 計画の目的と位置づけ

第2章 マンションを取り巻く現状と課題

第3章 マンション管理適正化の基本的な考え方

第4章 施策の展開

第5章 新宿区マンション管理適正化指針の基本的な考え方

第6章 計画の実現に向けて

(5) 計画策定に伴う新たな取組

- ① 管理計画認定制度（一定の管理基準を満たすマンションの認定を実施）（P.19）
- ② 助言・指導及び勧告（管理の適正化の推進等のために必要な指導・助言等を実施）（P.31）
- ③ 新たな施策・取組の実施
 - ア 管理計画認定支援サービス手数料補助事業（P.20）

管理計画認定申請を行う際のシステム利用料等を補助する。
 - イ 管理計画認定取得促進補助事業（P.20）

管理計画認定を取得したマンションに対して、補助事業を行う。
 - ウ 長期修繕計画作成費補助事業（P.22）

30年以上の長期修繕計画を作成等に要する費用の一部を補助する。

2 パブリック・コメントの実施結果

(1) 実施期間

令和5年10月15日(日)から令和5年11月16日(木)まで

(2) 意見提出者数及び意見数

意見提出者 3名・団体、意見数 83件

(3) 意見要旨と区の考え方

資料2のとおり

3 素案からの主な変更点

資料3のとおり

4 今後のスケジュール

令和6年 2月	新宿区マンション管理適正化推進計画	策定
	新宿区マンション管理適正化推進計画	施行